

東洋町白浜海水浴場海上遊具等製作業務公募型プロポーザル審査要領

東洋町白浜海水浴場海上遊具等製作業務に関する公募型プロポーザルの審査について、つぎのとおり定める。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行う。

- (1) 別途定める「東洋町白浜海水浴場海上遊具等製作業務公募型プロポーザル募集要領」（以下「募集要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類すべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は 100 点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりとする。

(1) 企画内容	(50 点)
(2) 業務実績	(20 点)
(3) 業務執行体制	(20 点)
(4) 見積金額	(10 点)

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催する。

- (1) 日時、場所 ※決まり次第、別途通知する。

日時：令和 7 年 2 月下旬

場所：東洋町役場 2 階会議室

- (2) プレゼンテーション

ア プレゼンテーションの時間は 1 者 20 分以内とする。

イ 各者のプレゼンテーション開始時刻は別途通知する。

ウ 各者のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設ける。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では提出された企画提案書と審査委員会でのプレゼンテーションに対する審査を行う。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別紙の審査基準に基づいて審査を行う。
- (3) 全ての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定する。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で 2 者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定する。

審査基準

審査の項目		審査の視点	配点
企画 内容	業務の理解	・業務の目的を正しく理解し、東洋町の観光客誘致等につながる企画提案がなされているか	10
	提案内容	・遊具の配置について、利用者が楽しめる遊具種類を組み合わせるなど、動線を考慮した安全な配置になっているか ・利用者のターゲットを明確にしているか ・遊具の破損を防止するための措置が講じられているか ・安全に配慮した運営マニュアル等の提示があるか	30
	実施時期	・製作スケジュールは適切か	10
業務実績		・類似の業務実績があり、過去の経験を活かして適切に業務を遂行することができるか ・要求水準を満たす能力はあるか	20
業務執行体制		・業務を円滑に進めるための人員、体制が確保されているか ・十分な能力と経験を有する責任者及び担当者を配置しているか	20
見積金額		・経費の支出内容が適正か ・効果的な業務遂行が見込まれる経費配分か	10